

芳賀町まちづくり基本条例について

まちづくり基本条例とは、「自治」の「基本」となる意味で「自治基本条例」の概念を持つものです。まちづくりの基本方針やそれを実現するための自治のしくみなどを条例として定めるもので、自治体の最高規範として位置付けられます。

内容は、自治の担い手となる町民・議会・町のそれぞれの役割と責務、説明責任と町民の意思表示(パブリック・コメント)、情報提供と共有、行政評価、住民投票制度、人権尊重と協働による町民主体のまちづくりなどがあげられます。

(前文)

芳賀町は、先人のたゆみない努力の中で歴史を刻み、郷土を愛する多くの人々の英知に支えられて、今日の繁栄を迎えています。わたしたちは、この美しい田園風景と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、わたしたちのまちを誇りと自信を持って次世代に引き継ぐためにも、自らの手で、自らの責任で、主体的にまちづくりにかかわっていく必要があります。

多様化する今日の地方自治にあっては、町民が自治の主体としてその役割を自覚し、まちづくりに参画しなければなりません。

わたしたちは、ここに芳賀町のまちづくりの理念を明らかにし、町民・議会・行政がそれぞれの役割を自覚し、町民主体のまちづくりを目指すため、また芳賀町の自治の最高規範としてこの条例を制定します。

【解説】

まちづくり基本条例は、「自治」の「基本」となる意味で「自治基本条例」の概念を持つもので、地方分権を進める中での新たな概念です。町民の権利保護やそのための制度保障など自治実現のための基本となる条例として、また自治の本旨(住民自治及び団体自治)を法的側面から支える条例です。

また、本条例は憲法で規定している主権在民(前文)、基本的人権(第11条)と公共の福祉並びに幸福追求権(第13条)等の各原則を受け、その政策目標実現のため自治体の「自治の理念と政策の基本原則及びその手続」を規定するものです。

よって、本条例は自治体の基本法であり、憲法第92条に規定する「自治の本旨」を直接受けているものといえます。本条例と他の条例との法的な性格は、憲法と法律との関係の理論を適用することができ、他の条例より上位にあり、他の条例が本条例に従わなければならないという拘束力を有するものです。



I 策定の趣旨

1 まちづくり基本条例と振興計画

芳賀町は、先人のたゆみない努力の中で歴史を刻み、郷土を愛する多くの人々の英知に支えられて、今日の繁栄を迎えています。わたしたちは、この美しい田園風景と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、わたしたちのまちを誇りと自信を持って次世代に引き継ぐためにも、自らの手で、自らの責任で、主体的にまちづくりに関わっていくことが必要です。

多様化する今日の地方自治にあっては、町民が自治の主体としてその役割を自覚し、まちづくりに参画しなければなりません。

このような認識のもと、芳賀町はまちづくりの理念を明らかにし、町民、議会及び町がそれぞれの役割を自覚し、町民主体のまちづくりを目指すため、また芳賀町の自治の最高規範として平成18年4月にまちづくり基本条例を制定しました。振興計画はこのまちづくり基本条例を具体化するものとして、同条例第13条に基づき、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、基本構想及びこれを具体化する計画である基本計画を策定するものです。

第5次振興計画は平成27年度に最終年度を迎え、このたび新たに第6次振興計画を策定しました。本計画では、便利、教育、話題、笑顔、地域をつなげることで芳賀町を明るい未来につなげていきます。



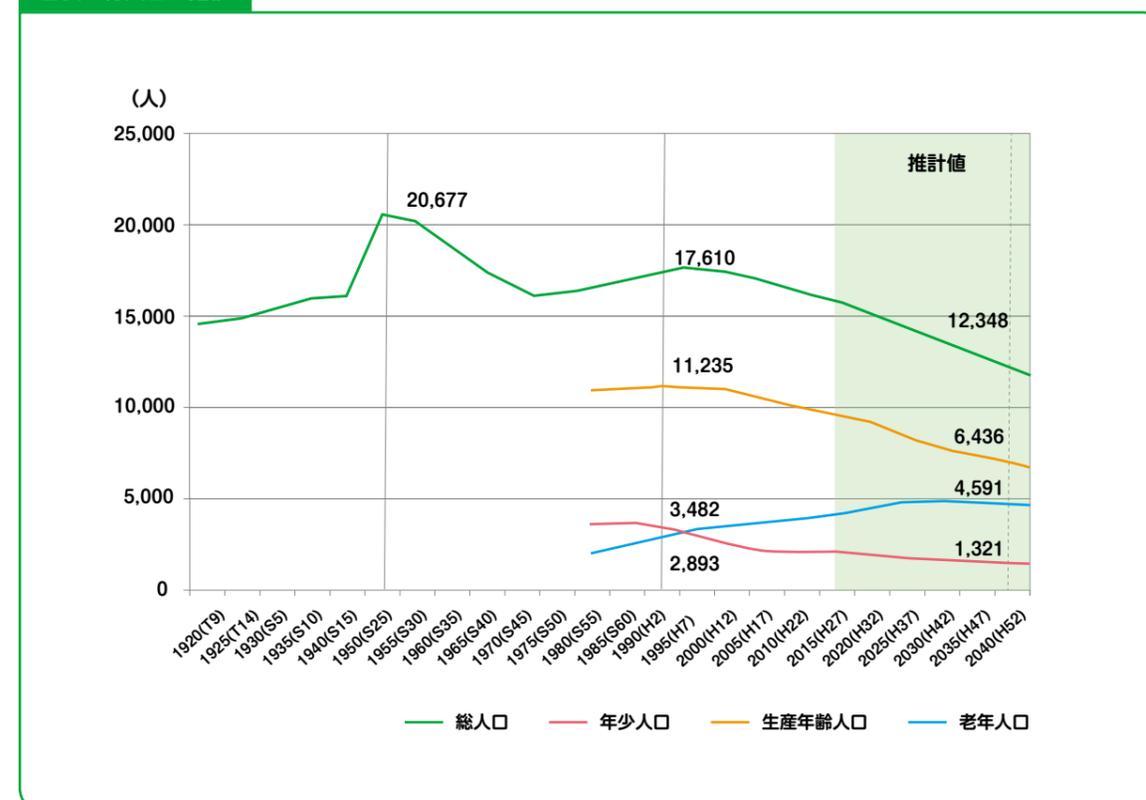
2 社会環境の変化

急速な少子高齢化の進展により、日本の総人口は減少に転じ、人口構造が大きく変化してきました。芳賀町においても、現状のままでは直近の人口ピークである平成2年頃と比較すると、平成52年には生産年齢人口(15～64歳)は4,800人減、年少人口(0～14歳)は2,200人減、老年人口(65歳以上)は1,700人増になると推計されています。特に働き手である生産年齢人口の減少はあらゆる産業、社会、人々の生活に甚大な影響を及ぼします。

人口減少や少子高齢化の進行に直面する中、芳賀町も税収の減少、扶助費の増加、公共施設の老朽化などこれから起こりうる数々の難題に対処していかなければなりません。収入が減少し、義務的経費が増える中で、町民や地域との協働を進め効果的な施策を打ち出せるかが重要です。

国は地方創生をスローガンに、地方の活性化と人口減少対策に本格的に取り組むことを全国の地方公共団体に促し、情報支援・人的支援・財政支援など多様な支援を始めています。これは東京への一極集中を是正し、魅力あふれる地方を創生することで、地方への人の流れを作ることを目標としており、努力する自治体にとってはチャンスが広がる環境となっています。また、ふるさと納税や地方移住に対する世間の関心が高まり、独自色を出しながら魅力をアピールする団体が増えています。芳賀町もこれらの機会を活かしながら、人口減少時代を乗り切る努力が求められています。

図表 総人口の推移



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」、芳賀町資料

II 計画の構成と期間

1 計画の構成

第6次振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成されています。基本計画と実施計画は町が行う計画となることから、予算の裏付けを持った計画とします。

(1)基本構想

基本構想は、芳賀町まちづくり基本条例に基づき、町だけでなく町民、議会が一体となって役割を果たすことで達成される計画とし、長期的な将来像を展望する計画とします。

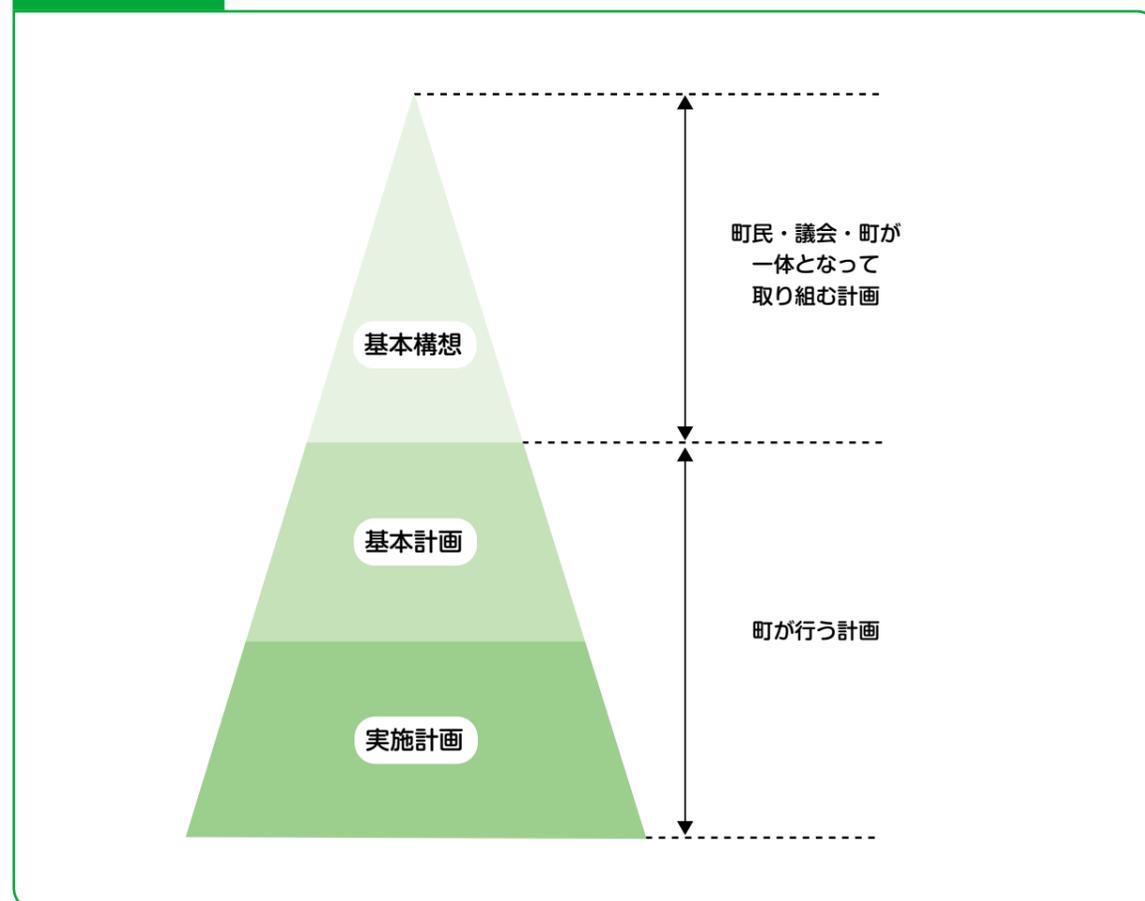
(2)基本計画

基本計画は、基本構想のうち、特に町が役割を果たしていくべき手段を施策として示した計画とします。

(3)実施計画

実施計画は、基本計画を達成するための手段を事務事業として示した計画とします。

図表 計画の構成



2 計画の期間

基本構想の期間は12年間とし、長期的な将来像を展望する計画とします。基本計画の計画期間は4年間とし、町長の公約を反映する計画とします。ただし、社会経済情勢に変化があった場合には、計画期間中であっても柔軟に変更します。実施計画の計画期間は3年間、予算編成に合わせて毎年度ローリングし、実効性の高い計画とします。

図表 計画の期間

	平成27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
基本構想		平成28~39年度 12年間													
基本計画		平成28~31年度 4年間				平成32~35年度 4年間				平成36~39年度 4年間					
実施計画		平成28~30年度 3年間			平成32~34年度 3年間			平成36~38年度 3年間							
			平成29~31年度 3年間			平成33~35年度 3年間			平成37~39年度 3年間						
				平成30~32年度 3年間			平成34~36年度 3年間			平成38~40年度 3年間					
				平成31~33年度 3年間			平成35~37年度 3年間			平成39~41年度 3年間					

III まちづくりの基本理念と役割分担

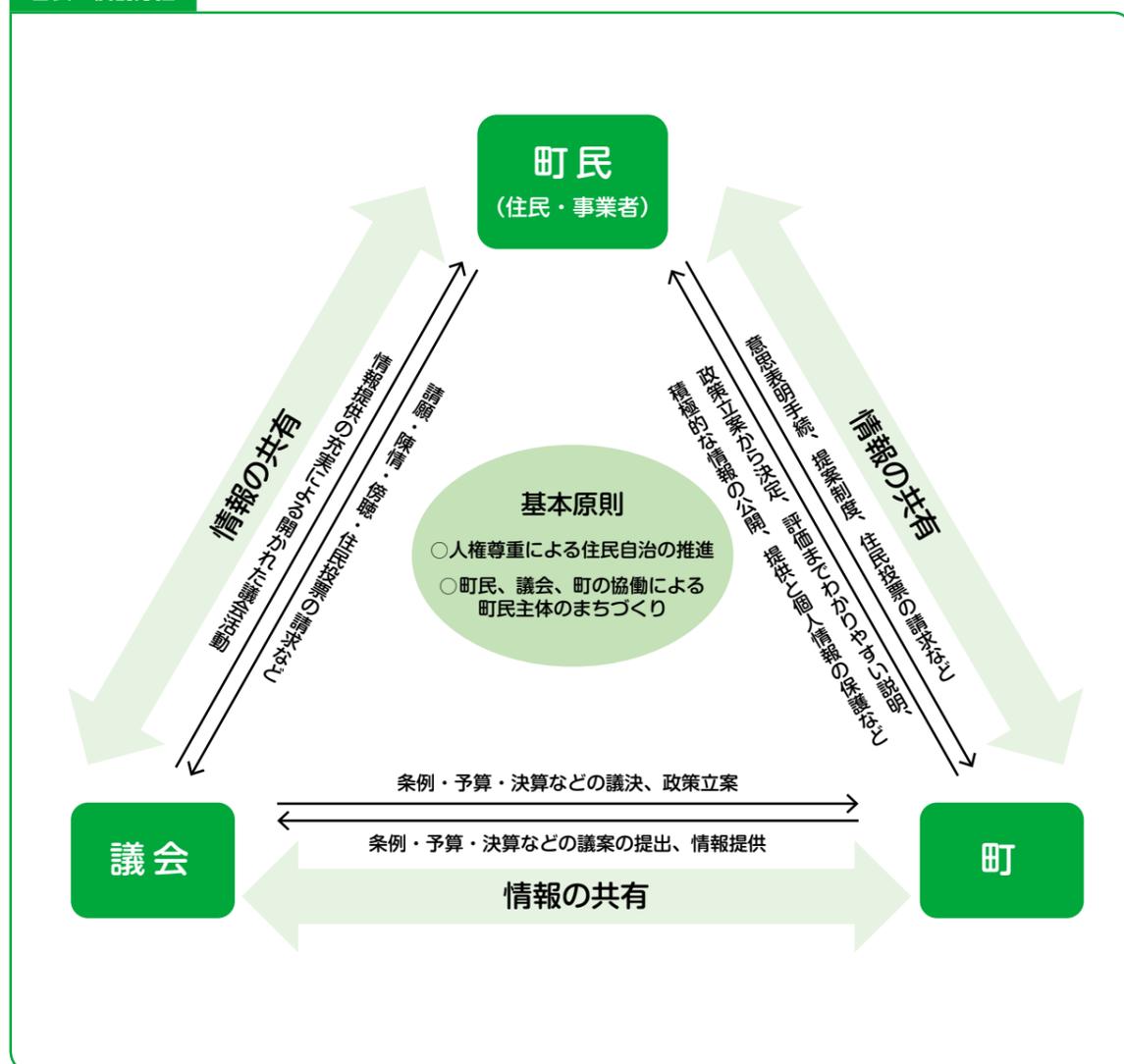
1 まちづくりの基本理念

町民、議会及び町は、町民主体のまちづくりを目指すため、互いを尊重し、平等であることを認め、自主性と責任をもって住民自治を進めます。また、協働による町民主体のまちづくりを目指します。

2 役割分担

芳賀町まちづくり基本条例に基づき、町民、議会及び町は将来像の達成に対して役割と責務を果たします。

図表 役割分担



IV まちづくりの将来像と将来フレーム

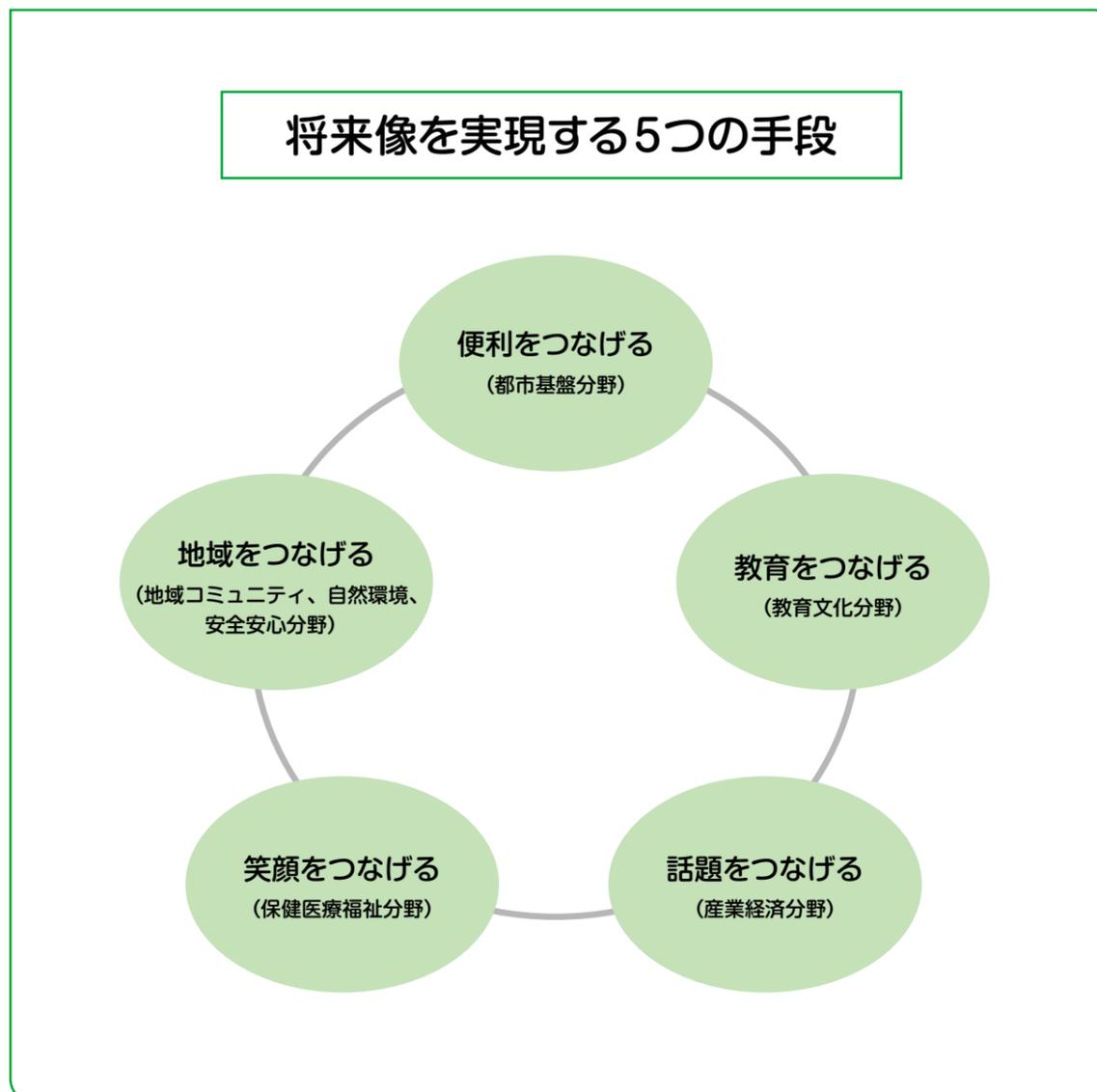
1 将来像

芳賀町の将来像を次のように定めます。

躍動する芳賀の町 未来につなげよう



将来像を実現する5つの手段



V 土地利用方針

芳賀町の土地利用は、大字祖母井中央の住居系の市街化区域、芳賀工業団地と芳賀・高根沢工業団地の工業地域、五行川・野元川流域の農業地域、東部・西部の山林及び畑地帯に大別することができます。

芳賀町の生活や産業を支えてきた土地は、町民のかけがえのない資源であり、活力あるまちづくりを展開するための基盤です。五行川や野元川などの水系や沿線の田園地帯をはじめとする自然環境を守りつつ、宇都宮市との近接性、幹線道路の充実及びLRT整備等公共交通の充実による利便性等を活かして都市機能の集積を図り、恵まれた自然環境の中に暮らしやすさを備えた土地利用を実現していくことが必要です。こうした認識のもとに、次のように土地利用の方針を定めました。

1 市街化区域の土地利用の方針

(1) 住居系土地利用の方針

祖母井地区に位置する居住拠点については、住居系土地利用に必要とされる都市機能の集約により、芳賀町の個性が十分に現された良好な環境や景観を有する住宅地として、田園風景を満喫できる居住地を形成するものです。芳賀町特有のゆとりある居住形態、商業集積空間や商店街等による購買の利便性、教養・文化の享受、田園風景にまつまれた身近に緑のある環境など、安全で快適な居住環境を備えた市街地の確立を目指します。

また、超高齢社会において必要な医療・福祉機能の配置や、安心して子どもを育てられる環境の充実を目指した土地利用を推進することで、産業拠点就業者等の居住の誘導を図りつつ、産業拠点や地方中枢都市である宇都宮市等の近隣市町とのアクセス強化を図り、居住地としての位置づけを確立します。そのために、必要かつ適切な規模の市街化区域の拡大を検討します。

(2) 工業系土地利用の方針

町西部に位置する産業拠点については、研究開発施設を有して、栃木県の自動車関連産業集積を支えている大規模な工業団地があることから、既存工業団地における産業構造転換や新工業団地の創出などにより、今後の社会経済状況の変化に対応しつつ、将来的にも栃木県の自動車産業及び芳賀町の産業を牽引するものとして位置づけます。また、新工業団地の創出に際しては、緑が適切に配置されたゆとりある就業の場の創出を図ります。

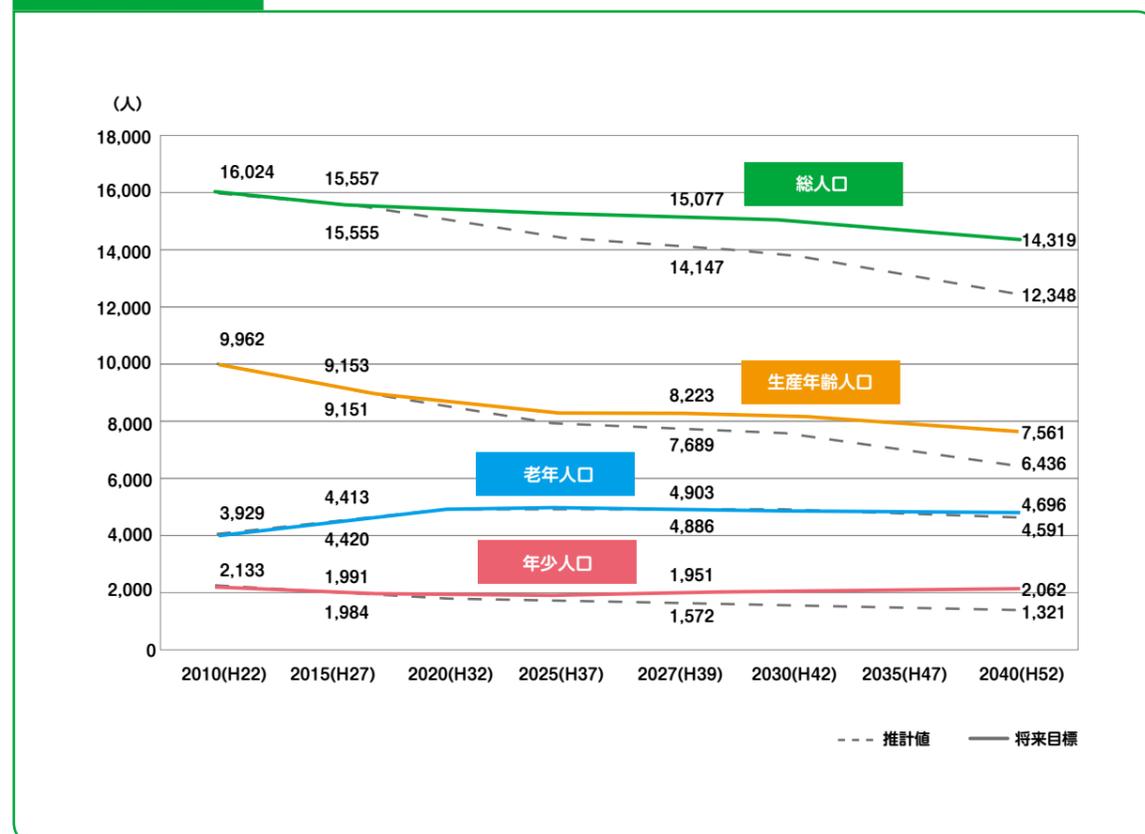
2 将来フレーム(目標値)

将来像を達成するため、第6次振興計画の最終年度である平成39年度の目標値を次のように定めます。



※現状値について、人口は平成22年国勢調査人口に基づく推計値。世帯数は平成27年9月末現在の世帯数。生産年齢人口は平成22年国勢調査人口に基づく推計値。合計特殊出生率は平成22年度の合計特殊出生率。

図表 将来目標(人口)



出典:国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」、芳賀町資料

(3) 商業系土地利用の方針

良好な居住環境を形成するためには、日用品の購買を行うための商業施設が最低限必要です。また、ライフスタイル(生活様式)や価値観の多様化などにより、魅力ある商業空間が求められています。したがって、居住拠点における良好な居住環境の形成を図るため、祖母井中央通りの整備に合わせて、祖母井神社南周辺等において、祖母井に相応しい活力や娯楽性のある商業地としての土地利用を検討・誘導し、空き店舗の活用等を行いながら利便性の向上にぎわいの創出を図るために、必要に応じて用途地域の見直し等を検討します。

2 市街化調整区域の土地利用の方針

(1) 自然等の保全

五行川、野元川、大川周辺等の優良な農地については生産性が高く、芳賀町の主要産業と首都圏の食料供給の役割を担っており土地利用的に非常に重要であることに加え、芳賀町を象徴する景観を形成しているため、今後とも保全を図ります。

また、芳賀町の景観を形成している樹林地や、神社仏閣等の歴史的建造物に付随する文化財としての価値の高い樹木など、良好な自然環境の保全を図ります。特に水田が広がる中央部においては樹木の緑は貴重であるため、公園等の公共用地における樹木の育成及び保全等を積極的に図ります。急傾斜地及び河川沿いの低地部で溢水・湛水等の災害の発生する恐れのある箇所については、その環境の保全を図ります。

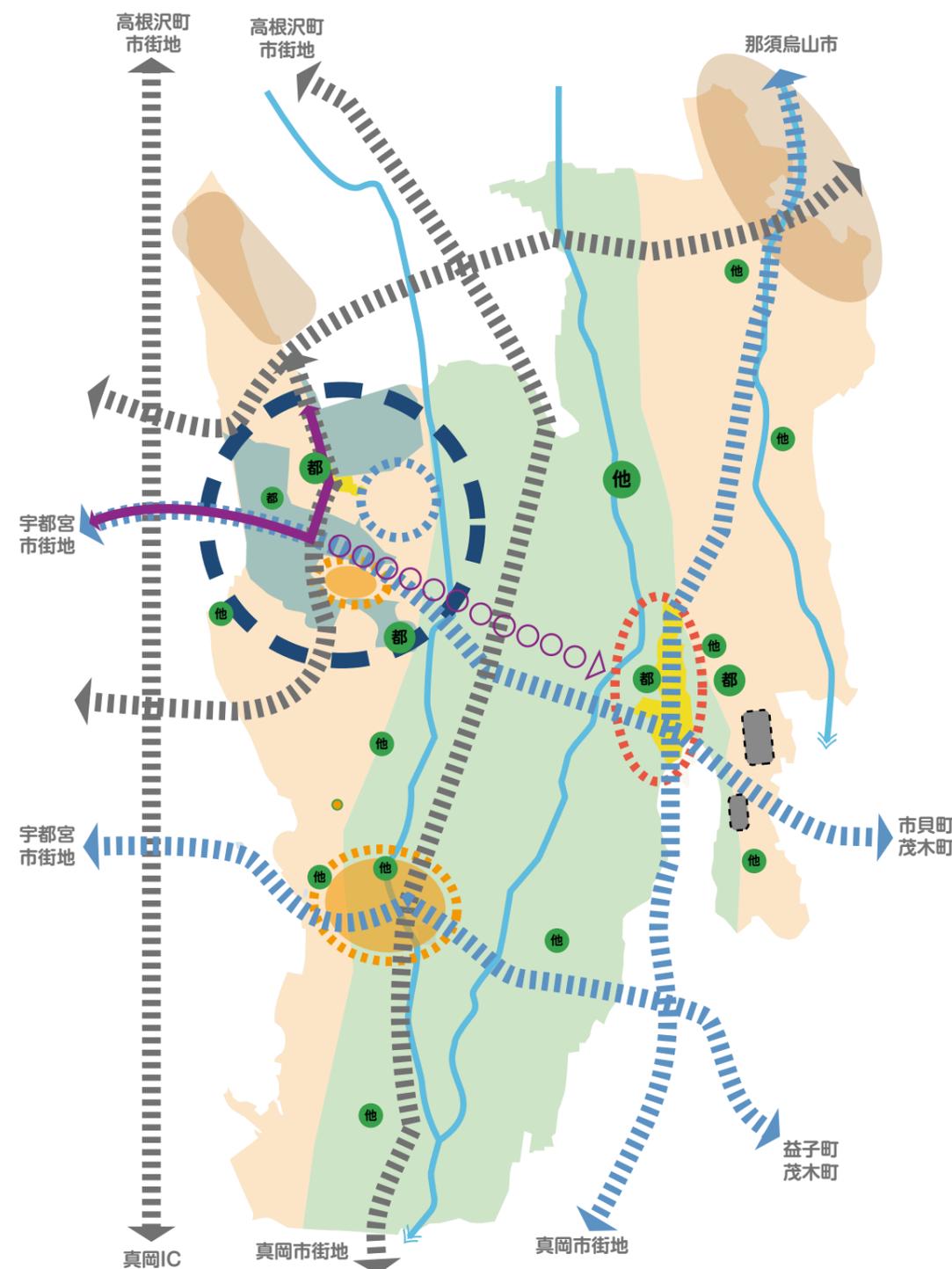
(2) 町や地域の振興のための土地利用

居住拠点周辺の赤坂地区においては、芳賀高校跡地の土地利用転換を契機として、周辺の地域環境と調和を図りながら、幹線道路沿道の一部において商業系の用途を誘導するなど、「赤坂地区地区計画」に基づいた計画的な定住促進を図ります。また、栃木県畜産酪農研究センター芳賀分場跡地においては、県が実施する新食肉センターの整備だけでなく「フードバレーとちぎ」の実現を目指し、地区計画制度等を活用することにより、周辺の地域環境との調和に配慮しながら大規模施設跡地を有効活用したまちづくりを推進します。

下原地区においては、LRTによる宇都宮市との連携強化とトランジットセンターの整備によるポテンシャルの向上を活かして、地区計画制度等を活用し、既存住宅地の環境改善を図りながら農地等の都市的土地利用への転換を適切に誘導することで、産業拠点における住の機能の一部を担う良好な環境の生活拠点の形成を図ります。

芳賀南小学校がある橋場地区は、東西に国道123号、南北に一般県道石末・真岡線が通る公共交通(路線バス)の結節点で、大規模な既存集落であり、小学校や郵便局・商業施設等が立地している状況を活かし、地区計画制度等を活用しながら地域住民との協働により、町南部における生活拠点の形成を図ります。

その他、一定のまとまりをもつ集落においては、市街化調整区域のもつ地域環境等と調和を図りながら、地域コミュニティの維持や既存ストックを活用した地域活力の向上を図るため、市街化調整区域における地区計画制度等を活用することを検討します。



VI 施策の大綱

芳賀町の将来像を実現するため、5つのつなげる(分野)を定めます。

1 便利をつなげる(都市基盤分野)

便利で住みやすく、心地よいまち



町民の生活を支える基盤施設の充実や田園と調和した市街地の形成を進めて、利便性と快適性に優れたまちを目指します。さらに、LRTを中心とした利便性の高い公共交通ネットワークを構築し、誰もが容易に移動できるまちを目指します。なお、LRTは、優先区間である工業団地の整備を推進し早期運行開始を目指すとともに、長期的には祖母井市街地への延伸を、交流促進・定住促進のための土地利用の誘導と一体的に行うことを検討します。

目標

- ・生活道路や公共交通が整った利便性の高いまちを実現する。
- ・農村環境と調和した高品質な住宅地を備えたまちを実現する。
- ・環境にやさしい水環境システムが整った快適なまちを実現する。



※富山市のLRT 富山ライトレール

役割分担

目標を達成するため、町民と町の役割を次のように定めます。

<町民>

- ・法律や制度を遵守し、秩序と調和を保つ土地利用を行う。
- ・生活道路の保全活動を行う。
- ・できる限り公共交通を利用する。
- ・公共下水道供用(開始)区域は、早期に接続を行う。
- ・合併処理浄化槽は、施設の管理を適切に行い、処理の適正化に努める。

<町>

- ・都市計画マスタープランに基づき、適正な土地利用の誘導を図る。
- ・町民との協働によるまちづくりを実現するために、町民に対し、支援や情報提供を適切に行う。
- ・誰もが安全で快適に通行できる道路の整備と管理を行う。
- ・公共交通ネットワークの構築や慢性的な渋滞緩和のため、LRTや交通結節点等の整備を図る。
- ・公共下水道事業の整備促進を図り、供用開始区域の拡大を進める。



2 教育をつなげる(教育文化分野)

地域の教育力で
未来を創る人材を育てるまち

地域の教育力で未来を創る人材を育て、すべての町民が自己実現できるよう、学習環境の向上、芸術文化・スポーツ活動の支援等により、学び高め合う生涯学習社会を目指します。

目標

- ・ 質の高い学校教育の推進と確かな学力の習得により、子どもたちの活躍の可能性を広げるまちを実現する。
- ・ 豊かな心と健やかな体を育み、思いやりと社会性に富んだ人材を育てるまちを実現する。
- ・ 家庭・地域の教育力の向上により、地域全体で子育てができるまちを実現する。
- ・ 生きがいづくりと伝統文化の継承により、地域を愛し、社会に貢献する町民を応援するまちを実現する。
- ・ スポーツを通じ、新たな交流と地域の絆をつくるまちを実現する。



役割分担

目標を達成するため、町民と町の役割を次のように定めます。

<町民>

- ・ 家庭で、子どもに基本的な生活や学習の習慣を身に付けさせる。
- ・ 保護者は、学校、PTA等が行う事業、研修等に積極的に参加し、社会・家庭教育について理解を深める。
- ・ 地域が一体となって、子どもを見守り育てる。
- ・ 生涯をとらして学習や文化活動に関心を持ち、積極的に取り組む。
- ・ 運動の大切さを理解し、ライフスタイルに応じたスポーツを実践する。

<町>

- ・ 知・徳・体・食のバランスのとれた児童・生徒の育成を図るため、特色のある教育を推進する。
- ・ 安全安心な教育・保育環境を整備する。
- ・ 幼児期の教育・保育の提供と子ども・子育て支援の充実を図る。
- ・ 公共施設を拠点に、文化や趣味、家庭教育等各種講座を開催し、幅広い参加機会の提供を行う。
- ・ 文化団体やボランティアの活動を支援する。
- ・ 青少年を取り巻く環境の浄化に努める。
- ・ 町民がスポーツに親しむ環境を提供する。



3 話題をつなげる(産業経済分野)

新たな価値を創造する、 活気に満ちたまち



芳賀町の発展の原動力となる地域経済の強化を目指して、付加価値の高い農業の実現、観光等と連携した集客力ある地域商業の実現に努めます。さらに、恵まれた企業集積を活かして、町民に多様な雇用機会を提供し、活気に満ちたまちを目指します。

目標

- ・ 歴史に裏付けされた伝統ある農産物や圃場整備率95%を誇る土地利用型農業を活かし、魅力ある農業を実現する。
- ・ 新鮮な農産物販売と天然温泉施設を併せ持つ道の駅を活かして、人々を魅了し、引きつけ、にぎわいと活気に満ちたまちを実現する。
- ・ 立地企業の理解と協力により、雇用機会に恵まれた元気のあるまちを実現する。



役割分担

目標を達成するため、町民と町の役割を次のように定めます。

<町民>

- ・ 農産物の生産に誇りを持ち、併せて農業所得の向上に取り組む。
- ・ 農地、里山の管理を適正に行い、農業施設の長寿命化に取り組む。
- ・ 町内で行われるイベントに参加する。
- ・ 町内の商店や事業所を利用する。

<町>

- ・ 農業担い手の育成を図るため、農地集積、農作物栽培技術、機械施設整備等の支援を行う。
- ・ 生産組織や農業団体等と協働し、農業施策を確実に進め、町内農作物を海外まで広める。
- ・ 地元商店が持続できるよう支援し、購買を促進するため、集客力と魅力ある事業を展開し、にぎわいを創出する。
- ・ 観光資源の掘り起こしと観光PRを積極的に行い、町観光協会や県等との広域的連携の中で誘客を図る。
- ・ 既存の立地企業への活動支援と、更なる企業誘致を推進する。



4 笑顔をつなげる(保健医療福祉分野)

安心と健康を地域が支える 福祉のまち



保健、医療及び福祉相互の連携を推進し、福祉サービスの充実に努め、乳幼児から高齢者までのすべての町民が、安心して暮らすことができるまちを目指します。

目標

- ・健康管理体制や地域医療が充実し、町民が元気で安心して暮らせるまちを実現する。
- ・高齢者や障がい者が生きがいを持ち、自立して暮らせる福祉のまちを実現する。
- ・子育て環境の充実に努め、子育てしやすいまちを実現する。



役割分担

目標を達成するため、町民と町の役割を次のように定めます。

<町民>

- ・町や事業所で行う検診を積極的に受診する。
- ・食生活習慣を見直し、バランスの良い食事や運動習慣を心がける。
- ・地域における福祉活動に参加する。
- ・虐待等、異変に気づいたら町に連絡する。
- ・障がい者に対する理解を深め、相互扶助の関係を図る。
- ・高齢になっても自立した生活ができるように、健康に留意し、生きがいをもって生活する。
- ・子育てに関する情報を取得し活用する。

<町>

- ・多くの町民が検診を受けられるよう検診体制の充実に努める。
- ・健康づくり事業の充実に努め、しっかりと情報提供を行う。
- ・町の実情を把握し、有効な地域福祉事業を推進する。
- ・障がい者とその家族が参加しやすい地域活動を支援する。
- ・障がい者の権利擁護や差別防止を図りつつ、障がい者の自立及び社会参加に向けた活動を支援する。
- ・国民健康保険者として、健全な運営を図る。
- ・介護予防事業を推進し、住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援する。
- ・介護保険事業の適切な運営を図る。
- ・高齢者と障がい者が生きがいを持ち、元気でいきいきと生活できるよう支援する。
- ・子育て支援制度の充実に努める。
- ・回復期医療や在宅医療など、地域医療体制の構築について検討する。



5 地域をつなげる(地域コミュニティ、自然環境、安全安心分野)

自然と絆を大切にし、 安全安心な暮らしやすいまち



地域住民がそれぞれの絆を大切にし、情報の入手と発信がしやすい環境を整えるとともに、子どもを産み育てやすい地域社会を目指します。さらに、環境保全に努め、防犯機能や防災機能を強化することで、安全で安心な暮らしやすいまちを目指します。

目標

- ・地域の絆を大切にし、ふれあい豊かな暮らしやすいまちを実現する。
- ・情報の入手と発信がしやすいまちを実現する。
- ・若者世代が住み、子どもを産み育てやすいまちを実現する。
- ・人と地球に優しい生活環境を実現する。
- ・町民の生命と財産を守り、安全で安心なまちづくりを実現する。



役割分担

目標を達成するため、町民と町の役割を次のように定めます。

<町民>

- ・自治会等の地域活動に参加する。
- ・地域の問題や課題等の解決のため自ら取り組むとともに、その提言を自治会や町に行う。
- ・町からの情報に関心を持つ。
- ・ごみの分別を徹底し、積極的に資源物回収に取り組む。
- ・環境美化や環境保全に配慮した生活をする。
- ・交通安全と防犯対策に関心を持つ。
- ・自助と共助による防災対策に取り組む。

<町>

- ・自治会等の地域活動を促し、必要な支援を行う。
- ・転入者に対し地域コミュニティの重要性を知らせ、自治会への加入を促す。
- ・情報媒体を有効に活用し、よりわかりやすい情報を提供する。
- ・結婚促進や妊娠出産支援、子育て支援等、出生率の向上に取り組む。
- ・定住促進や雇用創出等、人口減少対策を図る。
- ・安全で快適な生活環境の確保に向けて取り組む。
- ・効率的かつ計画的なごみ処理を推進する。
- ・交通安全と防犯対策を積極的に推進する。
- ・消防、防災機能の充実を図る。

